

第 25 回加賀市都市計画審議会
議 案 書

令和 3 年 3 月 18 日（木）午前 10 時

加賀市役所 別館 302 会議室

加賀市都市計画審議会

目 次

1. 委員名簿	-----	1
2. 審議事項履歴	-----	2
3. 審議会議案	-----	6
(1) 加賀都市計画公園の変更（加賀市決定）		
2・2・1号桔梗ヶ丘公園及び		
2・2・12号山代西部公園	-----	7
(2) 加賀市景観計画の変更		
山中温泉本町景観整備地区の指定	-----	11

1. 委員名簿

資格	氏名	現職
条例第2条第2項 第1号委員 (学識経験者)	高山 純一	金沢大学 名誉教授 (工学博士)
	馬場先 恵子	金沢学院大学 教授 (学術博士)
	原田 陽子	福井大学 准教授 (芸術工学博士)
	中村 眞	加賀農業協同組合 組合長
	河畑 靖宏	不動産鑑定士
条例第2条第2項 第2号委員 (市議会議員)	稲垣 清也	加賀市議会 議員
	高辻 伸行	加賀市議会 議員
条例第2条第2項 第3号委員 (関係行政機関の職員)	宮田 政佳	石川県南加賀土木総合事務所 所長
	橘 順吉	石川県南加賀農林総合事務所 所長
	岡部 雅彦	石川県大聖寺警察署 署長
条例第2条第2項 第4号委員 (市に住所を有する者)	須谷 正代	山中温泉地区婦人会
	荒木 優子	加賀市女性協議会 顧問

2. 審議事項履歴

審議会	年月日	議 案 等	備考
第1回	H18.10.30	・都市計画及び都市計画審議会について	新委員委嘱 会長選出
第2回	H18.12.22	・加賀都市計画道路の変更（石川県決定） 3・4・21号東山線の変更 3・5・27号山代動橋線の変更 ・加賀都市計画道路の変更（加賀市決定） 3・5・29号中央街通線の廃止	
第3回	H19.9.7	・加賀都市計画土地地区画整理事業の決定 橋立土地地区画整理事業の決定	継続審議
第4回	H19.9.25	・加賀都市計画土地地区画整理事業の決定 橋立土地地区画整理事業の決定（継続審議）	継続審議
第5回	H19.10.3	・加賀都市計画土地地区画整理事業の決定 橋立土地地区画整理事業の決定（継続審議）	現地視察後 審議
第6回	H20.3.13	・加賀都市計画道路の変更（石川県決定） 3・3・1号加賀国道線の変更	
第7回	H21.1.14	・加賀都市計画下水道の変更（加賀市決定） 加賀公共下水道（片山津処理区） 雨水排水ポンプ施設及び雨水調整池の追加	
第8回	H21.12.16	・橋立土地地区画整理事業に対する意見書について ・加賀市都市計画マスタープランについて	異動、市議選 に伴う委員 委嘱
第9回	H23.3.16	・都市計画及び都市計画審議会について ・加賀市景観計画（案） ・加賀市都市計画マスタープラン（案）	新委員委嘱 会長選出
第10回	H24.3.26	・加賀都市計画下水道の変更（加賀市決定） 排水区域の追加 ・加賀都市計画用途地域の変更（加賀市決定） 新保北地区における工業専用地域の追加	
第11回	H24.10.19	・加賀都市計画道路の変更（石川県決定） 3・4・30号山代栗津線の変更 ・加賀都市計画地区計画の決定（加賀市決定） 新保北地区	異動に伴う 委員委嘱

第12回	H24.12.21	<ul style="list-style-type: none"> ・山中都市計画道路の変更（加賀市決定） 3・5・6号加美谷線の変更 	
第13回	H25.3.14	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀都市計画道路の変更（石川県決定） 3・4・22号山代駅山中線 ・加賀都市計画道路の変更（加賀市決定） 3・5・12号加賀温泉駅前2号線 ・加賀都市計画地区計画の変更（加賀市決定） 加賀温泉駅前作見地区 ・特殊建築物（一般廃棄物中間処理施設）の敷地の位置について 	
第14回	H25.10.24	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀都市計画道路の変更（石川県決定） 3・4・1号大聖寺駅畑線 3・4・41号片山津インター山代線 3・5・28号常盤線 ・加賀都市計画道路の変更（加賀市決定） 3・4・23号万松園通線 3・4・32号山代大和町線 3・5・45号合河片山津線 3・6・4号本町錦城山線 3・6・6号岡町通線 3・6・7号関町上福田線 	
第15回	H27.1.14	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀市景観計画の変更について 	新委員委嘱 会長選出
第16回	H27.11.11	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀都市計画用途地域の変更（加賀市決定） 大聖寺北部地区における工業地域等から住居地域等への変更 ・加賀都市計画地区計画の決定（加賀市決定） 大聖寺福の杜地区 橋立南地区 	異動等に伴う委員委嘱

第17回	H28. 2. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀都市計画区域及び山中都市計画区域の変更 (石川県指定) ・加賀都市計画 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針の変更 (石川県決定) ・加賀都市計画用途地域の変更 山中地域 (加賀市決定) ・加賀都市計画特別用途地区の決定 山中地域 (加賀市決定) ・加賀都市計画道路の変更 3・5・57 号大聖寺加賀温 泉駅線(加賀市決定) ・加賀都市計画道路の変更 3・5・50 号薬師上原線 ほか3 路線 (石川県決定) ・加賀都市計画道路の変更 3・6・49 号薬師山線ほ か4 路線 (加賀市決定) ・加賀都市計画風致地区の変更 山中風致地区 (加賀市決定) ・加賀都市計画公園の変更 2・2・9 号下谷町児童 公園ほか3 公園 (加賀市決定) ・加賀都市計画墓園の変更 山中墓園 (加賀市決定) ・加賀都市計画下水道の変更 (石川県決定) ・加賀都市計画下水道の変更 (加賀市決定) ・加賀都市計画汚物処理場の変更 山中汚物処理 場 (加賀市決定) ・加賀都市計画防火の施設の変更 かつら児童公 園前防火施設ほか2 施設 (加賀市決定) ・加賀都市計画土地区画整理事業の変更 南部第 一土地区画整理事業ほか3 土地区画整理事業 (加賀市決定) 	異動等に伴 う委員委嘱
第18回	H28. 8. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀都市計画地域暖房施設 片山津温泉街区地域 暖房の変更 (加賀市決定) ・加賀都市計画汚物処理場 山中汚物処理場の変更 (加賀市決定) ・加賀都市計画防火の施設 かつら児童公園前防火 施設ほか2 施設の変更 (加賀市決定) ・加賀市景観計画の変更について (山中温泉こおろぎ町景観整備地区の指定) 	異動等に伴 う委員委嘱

第19回	H28. 11. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀都市計画用途地域の変更（加賀市決定） 山代温泉北西部地区における準工業地域から準住居地域への変更 	異動等に伴う委員委嘱
第20回	H30. 6. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀市景観計画の変更について （山中温泉湯の本町景観整備地区の変更） 	新委員委嘱 会長選出
第21回	H31. 3. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀都市計画道路の変更 3・4・11号加賀温泉駅前1号線（石川県決定） ・加賀都市計画地区計画の変更（加賀市決定） 新保北地区 ・加賀市都市計画マスタープランの改定 ・加賀市立地適正化計画の策定 	
第22回	R1. 8. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀都市計画道路の変更 3・5・52号温泉中央南線ほか2路線（石川県決定） ・加賀都市計画道路の変更 3・5・51号温泉中央北線ほか2路線（加賀市決定） ・加賀都市計画地区計画の変更（加賀市決定） 加賀温泉駅前作見地区 ・加賀都市計画地区計画の変更（加賀市決定） 新保北地区 	異動等に伴う委員委嘱
第23回	R2. 2. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀都市計画道路の変更 3・3・1号加賀国道線（石川県決定） ・加賀都市計画地区計画の変更（加賀市決定） 大聖寺福の杜地区 ・加賀市景観計画の変更（景観形成地域） 	異動等に伴う委員委嘱
第24回	R2. 12. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・加賀市緑の基本計画の策定 	異動等に伴う委員委嘱

3. 審議会議案

発加都第156号
令和3年3月18日

加賀市都市計画審議会
会長 高山純一様

加賀市長 宮元 陸

第25回加賀市都市計画審議会の付議案件について

都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定及び景観法第9条第8項において準用する同法第9条第2項の規定により、下記の案件を第25回加賀市都市計画審議会に付議します。

記

議案番号	議案
議案第1号	加賀都市計画公園の変更 2・2・1号桔梗ヶ丘公園及び2・2・12号山代西部公園（加賀市決定）
議案第2号	加賀市景観計画の変更（山中温泉本町景観整備地区の指定）

議案第1号

加賀都市計画公園の変更

1. 都市計画公園中 2・2・1 号桔梗ヶ丘公園を廃止する。
2. 都市計画公園に 2・2・12 号山代西部公園を次のように追加する。

朱書きは変更後

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	2・2・1	桔梗ヶ丘公園	加賀市山代温泉桔梗丘 3 丁目	約 0.53ha	広場、園路、児童遊戯場、水呑、便所
—	—	—	—	—	—
街区公園	2・2・12	山代西部公園	加賀市山代温泉壱五字	約 0.28ha	広場、園路、修景施設、体験学習施設、便益施設
—	—	—	—	—	—

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

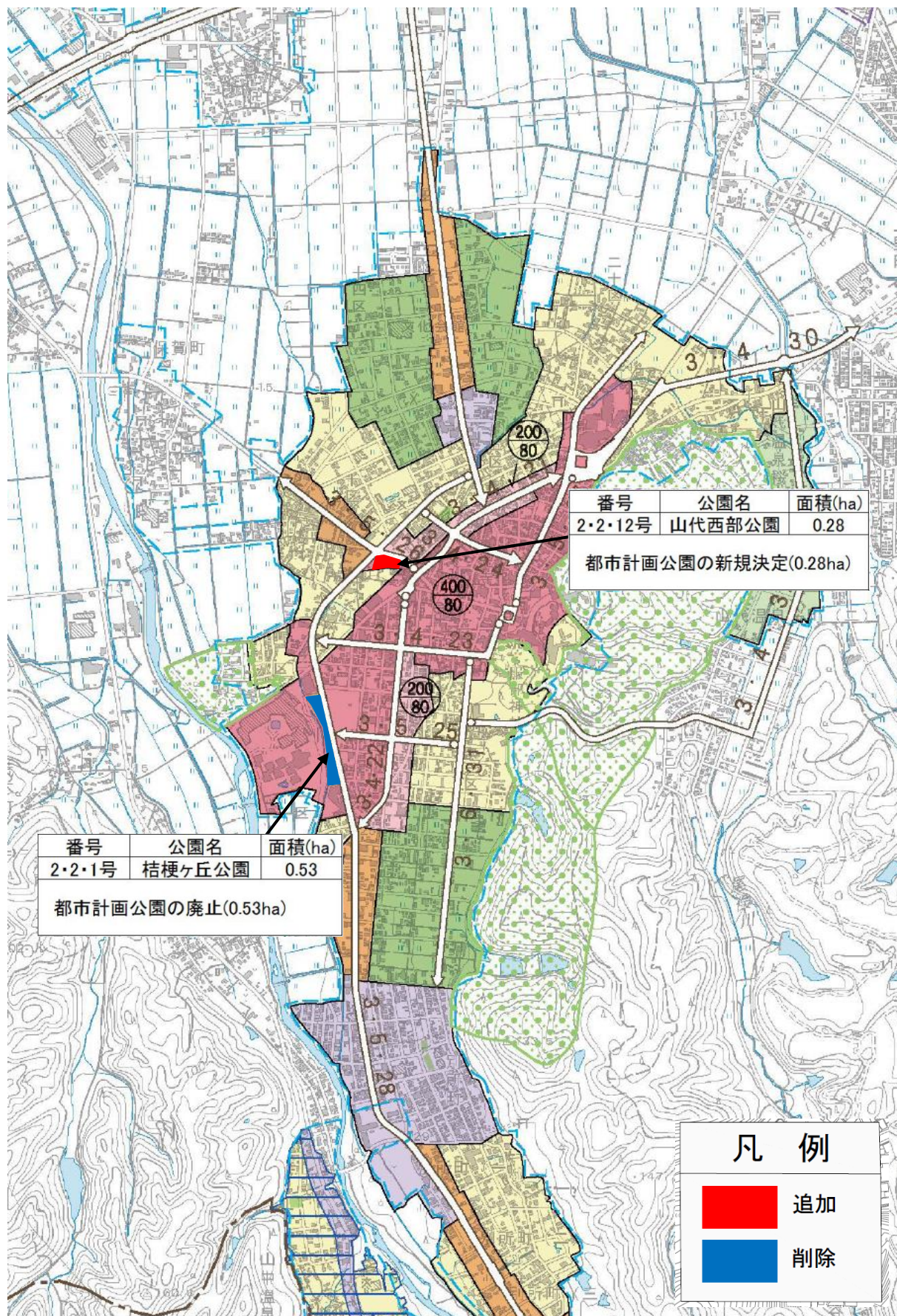
本市では、北陸新幹線敦賀延伸等により、交流人口の増加が見込まれる一方、人口減少及び少子高齢化が進行するなど社会情勢に変化が生じてきたことから、地域の特性や実情に応じた公園等機能の分担と再編を進めている。加賀市立地適正化計画では、山代地域を誘導区域に位置付けており、市街地のコンパクト化と魅力の集積により、地域住民の活動の充実や観光客の増加のほか、公共施設の維持管理の効率化による行政コストの縮減を図ることとしている。

2・2・1 号桔梗ヶ丘公園は、昭和 39 年に、児童の健康増進に寄与する公園として計画決定しているが、近接地において平成 13 年に開設した桔梗ヶ丘広場 (0.98ha) が代替機能を有していることから、今回、本公園の廃止により、公園機能を集約し、維持管理の効率化を図る。

2・2・12 号山代西部公園は、加賀市立地適正化計画の誘導区域に位置しており、地域住民の憩いの場のほか、来訪者とのふれあい交流の場の整備が求められていることから、今回、民間活力を活かした公園整備により地域の賑わいの創出を図るため、新たに都市計画決定する。

加賀都市計画公園の変更

2・2・1号桔梗ヶ丘公園、2・2・12号山代西部公園 総括図



加賀都市計画公園の変更

2・2・1号桔梗ヶ丘公園、2・2・12号山代西部公園 計画図



加賀都市計画公園（2・2・1号桔梗ヶ丘公園、2・2・12号山代西部公園）変更の経緯と概要

事 項	時 期	備 考
地元説明会	令和2年11月13日	13名
関係機関協議	令和3年1月15日 令和3年1月15日 令和3年1月25日	加賀市土木課 加賀市防災対策課 石川県公園緑地課
都市計画案の縦覧	令和3年2月26日から 令和3年3月12日まで	意見書の提出なし
加賀市都市計画審議会	令和3年3月18日	
決定告示	令和3年3月下旬(予定)	

議案第 2 号

加賀市景観計画の変更

加賀市景観計画に、山中温泉本町景観整備地区を追加指定する。

朱書きは変更後

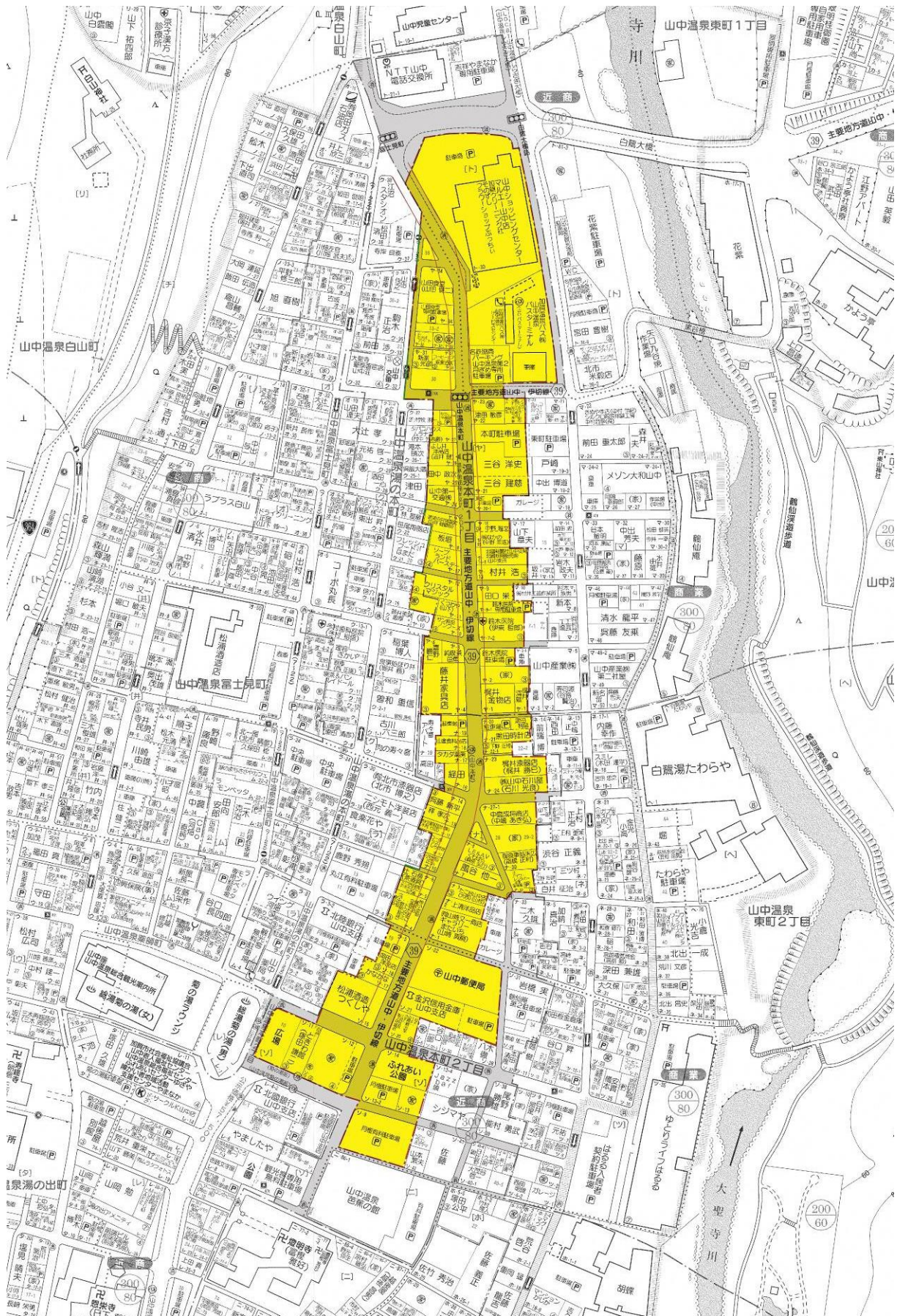
景観整備地区
①橋立景観整備地区 〃
②大聖寺景観整備地区 〃
③山中温泉南町景観整備地区 〃
④山中温泉湯の出町景観整備地区 〃
⑤山中温泉湯の本町景観整備地区 〃
⑥山中温泉宮の杜景観整備地区 〃
⑦山代温泉湯の曲輪景観整備地区 〃
⑧山中温泉こおろぎ町景観整備地区 〃
— ⑨山中温泉本町景観整備地区

理 由

本計画は、山中温泉本町における都市計画道路温泉中央南線街路事業に伴い、沿道区域において住民が主体となって景観づくりを推進するため、建築物や工作物などに景観形成基準を定めるものである。

本地区は山中温泉の玄関口としての重要なエリアであり、「山中温泉ゆげ街道」としての一体的な整備が必要であることから、近接した山中温泉湯の本町や湯の出町などの景観形成基準を踏まえ、景観形成基準を作成し、今回、加賀市景観計画に山中温泉本町景観整備地区を追加指定するものである。

加賀市景観計画の変更
 山中温泉本町景観整備地区 区域図



山中温泉本町景観整備地区 景観形成基準

種 別		景 観 形 成 基 準		
建 築 物	高 さ	15m以内とする。		
	階 数	一般住宅、商業建築物共に原則 3 階以下とする。		
	屋 根	形 式	伝統的形式の切妻、方形、入母屋等勾配のあるものとする。 やむをえず陸屋根とする時は庇を設ける。	
		材 料	日本瓦を原則とする。	
		色 彩	無彩色（黒から白の間の色）又は赤茶色とする。	
	壁 面	材 料	モルタル塗、木板張り、鉄板葺きとし、波トタン等は極力使用しない。	
		色 彩	無彩色又は茶系統の温かみのある落ち着いた色彩とする。 ただし、商業建築物についてはある程度の明彩色（原色は避ける）は可能とする。	
		窓・格子	出来る限り、通りに面する部分には面格子戸、出格子戸、虫籠格子戸を設ける。 また、出来る限り、通りに面する部分にはシャッターは設置しない。	
	配 置	前面道路からの後退	通りに面する軒は可能な限り付近の家屋の軒と揃える。	
		敷地境界からの後退	隣地間は 50 cm以上あける。	
		空 地	—	
	そ の 他	軒 裏	—	
		物干し場	原則、通りに面する部分には屋外に物干し場を設置しない。やむをえず設置する場合は目隠し等で極力覆う。	
庇・軒の統一		前面道路に面する 1 階部分には庇を設ける。軒及び庇は、日本瓦葺き又は鋼板葺きとし、出来る限り軒先を揃える。		
門・塀		建築物と同調したデザインとする。 コンクリートブロック積は避ける。 前面道路に接する部分は段差や障害物等を設置しない(バリアフリー)。		
工 作 物	設 備	高 さ	屋上に設置するクーリングタワー等の高さは 3 m以内とする。	
		仕 上 げ	道路から見える場所に設置する場合は、建築物と同調させる。 ただし、建築物と同調させた目隠し等で覆う場合は、この限りでない。	
		目 隠 し	クーリングタワー、受水槽などの周囲にはアルミ、ステンレス等で目隠しをする。	
		照 明	電球色の蛍光灯やLEDなどとし照度も調和を重んじ町並み夜景に配慮する。	
		色 彩	建築物と同調色とし、突出した色は避ける。	

その他	敷地の緑化	出来る限り、町並みに配慮した植栽を行う。
	駐 車 場	出来る限り、周囲は植栽し塀や生垣で囲み、舗装は景観上好ましい仕上げとする(インターロッキング、タイル、石張り、脱色アスファルト等)。 なお、一般住宅および店舗前駐車場は除く。
協議会への確認・相談		建築行為を計画するときは事前協議前に協議会へ図面を提出する(配置、平面、立面)。

景観計画に基づかない基準

種 別		景 観 形 成 基 準	
太陽光発電 設備等	配 置	出来る限り、通りから認識できる場所には設置しないよう努める。	
	形態意匠	建築物本体と一体的に見える形態とすることを原則とする。	
工 作 物	広 告 物	設 置	広告物は必要最小限の自家広告物とする。
		表示面積	自家広告物の面積は必要最小限とする。(表示面積は可能な限り、概ね5㎡以内を目途とする。)
		素 材	材料は自然材料(布、木、銅、鋳鉄等)を使い建築物に同調したデザインとする。
		形 式	出来る限り、壁面より突出する形式(ブラケット)は使用しない。
		照 明	内照製(内部に光源あり)の看板でなく、看板を照らすものとする。
		色 彩	原色は避け、日本の伝統色(例:えんじ、金茶、藍、山吹、海老茶、うぐいす色等)の範囲とする。
その他	自動 販売機	出来る限り、周辺景観と調和させ、建築物等と一体的になるよう努める。 屋外に設置する場合は、外装色をJIS Z8721による5Y7.5/1.5を中心とした色彩とする。	
	空 地	砂利敷きなどを施して砂ホコリがたたないようにする。また、出来る限り、周囲には植栽を行うとともに、塀や生垣で囲む。	

加賀市景観計画変更（山中温泉本町景観整備地区の追加指定）の経緯と概要

事 項	時 期	備 考
地元協議	令和元年8月～令和3年2月	山中温泉本町1丁目、2丁目
景観整備協議会設立総会	令和元年12月3日	
景観整備住民団体登録申請書及び景観整備計画提案書の提出	令和3年3月4日	山中温泉本町景観整備協議会から市へ提出
加賀市都市計画審議会	令和3年3月18日	
加賀市景観審議会	令和3年4月中（予定）	
決定告示	令和3年5月上旬(予定)	